

○海部地区水防事務組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例

昭和 48 年 6 月 6 日
条例第 9 号

改正 平成 8 年 11 月 29 日条例第 4 号
平成 22 年 2 月 15 日条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 29 条第 4 項の規定に基づき、職員の懲戒の手續及び効果に関し必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の手續及び減給、停職の効果)

第 2 条 職員の懲戒の手續及び減給、停職の効果については、愛西市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成 17 年愛西市条例第 32 号）の例によるものとする。

(その他)

第 3 条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 8 年 11 月 29 日条例第 4 号）

この条例は、平成 8 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 2 月 15 日条例第 1 号）

この条例は、平成 22 年 3 月 22 日から施行する。